

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

皆で支える年金制度



第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第1節 年金改革の意義とこれからの課題

第1章で指摘したように、高齢化の進展などに伴い高齢者世帯や母子世帯など家庭基盤のぜい弱な世帯が増加していること、また、退職後の期間が長期化していることから、生活の安定を確保する上で年金を始めとする公的所得保障の果たすべき役割は極めて重要であり、ゆるぎない所得保障制度の確立が、質の高い社会サービス供給体制の基礎となるものである。

平均余命の伸長に伴い、今後長期化すると予想される引退後の生活の基盤の安定を図るためには、貯蓄や個人年金への加入等の自助努力が必要なことは言うまでもないが、インフレーション等の経済変動を考慮すれば、金利機能だけに頼る貯蓄や基本的には類似の性格を持つ個人年金に過度に依存することはできない。老後の所得保障については、公的年金を中心的な柱として、基礎的、必需的なニーズを超える多様なニーズに対しては、企業年金、個人年金等を適切に組み合わせていく必要がある。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

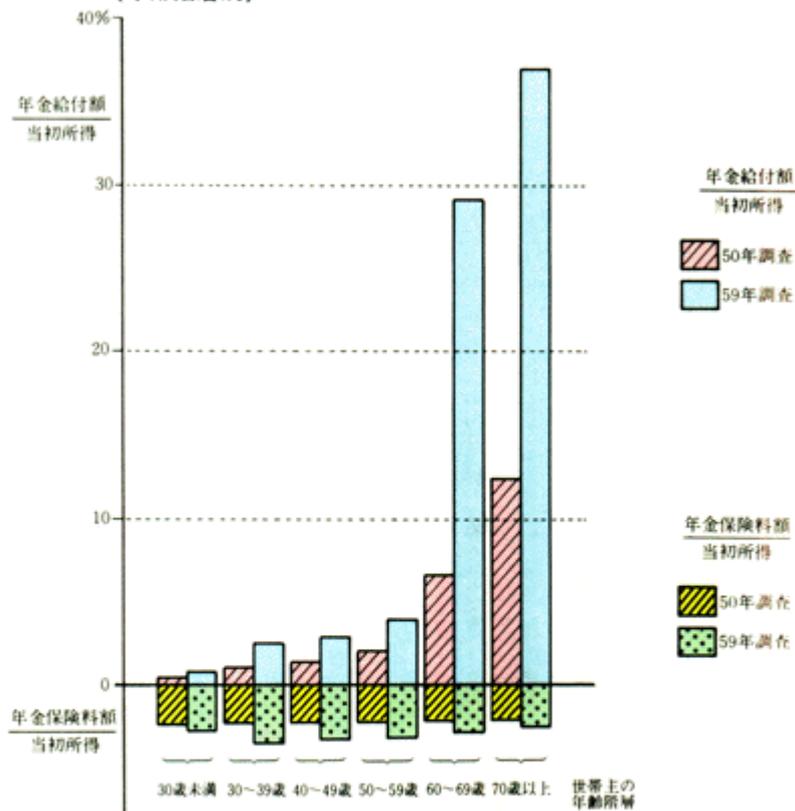
第1節 年金改革の意義とこれからの課題

1 年金制度の改革

制度の成熟化とともに今や公的年金制度は老後の所得保障の中核として大きな役割を果たしており、世代間の所得再分配という面からも有効に機能していることが第5-1図からもうかがわれるが、こうした年金制度は来たるべき21世紀の本格的な高齢社会においても公平で安定したものでなければならないことは言うまでもない。このような観点から高齢社会の到来等経済社会情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今般の年金改革が行われた。すなわち、昭和60年4月24日に国民年金法、厚生年金保険法が改正され、同年12月には国家公務員等共済組合法をはじめ共済年金各法が改正され、これにより61年4月1日、我が国の新しい公的年金制度がスタートした。

第5-1図 当初所得に対する年金給付額及び年金保険料額の比率の推移(年齢階層別)

第5-1図 当初所得に対する年金給付額及び年金保険料額の比率の推移
(年齢階層別)



(注) 1. 当初所得は、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得、仕送り、企業年金、退職一時金、生命保険金、損害保険金等からなる。
 2. 年金給付には老齢年金のほか遺族年金等を含む。年金保険料には事業主の負担する保険料は含まれていない。
 3. 世帯主の年齢階層で区分しているため世帯主が若年である世帯の年金給付に老齢年金給付が含まれている場合がある。なお、本図は所得移転の規模を示すものではない。

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」

(年金改革の内容)

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

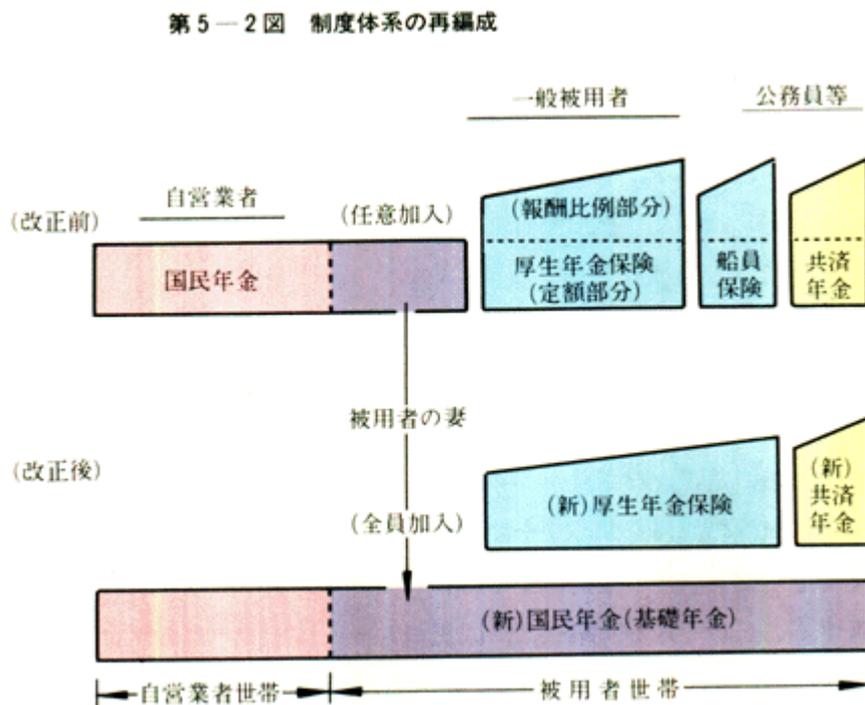
第1節 年金改革の意義とこれからの課題

1 年金制度改革

(1) 基礎年金の導入

国民年金の適用を従来の自営業者等から被用者やその妻にも拡大し、国民年金を全国民に共通の基礎年金を支給する制度に発展させた。そして、厚生年金保険や共済年金は、原則として基礎年金の上乗せとしての報酬比例の年金を支給する制度に再編成された。その結果、全国民を対象とする国民年金は公的年金制度の土台として、いわば二階建て年金の一階部分を担い、一般被用者を対象とする厚生年金保険や公務員等を対象とする共済年金は二階部分を担うことになった(第5-2図参照)。

第5-2図 制度体系の再編成



基礎年金は、従来の制度同様、原則として、一定期間国民年金に加入し、その間保険料を拠出することを年金支給の要件として、拠出に応じた給付を行い、その費用を基本的には社会保険料で賄う方式(いわゆる社会保険方式)をとっている。原則40年加入で65歳から月額51,900円(昭和61年度価格59年度価格の50,000円に3.8%のスライドを行ったもの、夫婦で103,800円)の給付が支給される。この水準は、老後生活の基礎的な部分を保障するものとして、高齢者の現実の生活費等を総合的に勘案して設定されている。基礎年金の給付に要する費用は、各制度が加入者の総数に応じ頭割りで拠出するという形で、国民全体で公平に負担することとしている。

基礎年金の導入により、これまで懸案となっていた多くの問題の解決が図られた。第一に、基礎年金は各制度に共通の横断的な制度であり、全国民に給付と負担の両面で公平化が図られ、分立した制度間における

様々な格差の是正がなされた。第二に、基礎年金は、自営業者、農業者、被用者等職種の如何を問わず全ての国民で支えていく仕組みであるため、産業構造や就業構造の変化による影響を受けず、制度の安定的な運営を確保することができる。第三に、国民一人一人に1つの基礎年金を支給することにより、重複給付、過剰給付を整理できる。このほか、障害年金の充実を図ることができた。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第1節 年金改革の意義とこれからの課題

1 年金制度の改革

(2) 給付と負担の適正化

今回の年金改革においては、年金制度が成熟し、将来、40年加入が一般的になった段階における年金の給付水準(従来の構造的水準)については、世代間の公平性を図る観点から、適正な水準に設定する必要があるとの考え方に立ち、20年かけて徐々に適正化することとしている。この結果、構造的水準は、現在支給されている標準的な年金額の水準とほぼ同程度の水準(ボーナスを除く男子平均賃金の7割程度)となっている。

このような給付水準の適正化により、負担面でもかなりの軽減が図られることになった。ピーク時の負担は、厚生年金保険では、保険料率が標準報酬の28.9%と現在の2倍強程度、国民年金では、月額13,000円(59年度価格)と現在の2倍弱程度にとどまることとなる。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第1節 年金改革の意義とこれからの課題

1 年金制度の改革

(3) 婦人の年金権の確立

今回の改正により、従来任意加入であった被用者の無業の妻も国民年金に強制適用されることとなり、全ての婦人に自己名義の基礎年金が支給されることになった。仮りに、被用者の妻が、障害となったときには自分の障害基礎年金が支給され、また万が一離婚ということになっても老後には自分の老齢基礎年金が支給されるわけである。

また、被用者世帯の年金は、厚生年金の場合で言うと、従来の定額部分と加給年金を合わせたものが夫と妻の基礎年金に分化した。これにより、単身世帯には基礎年金と報酬比例年金とが支給され、夫婦世帯には、夫が被用者で妻が無業であった場合、夫名義の基礎年金と報酬比例年金に加え、妻名義の基礎年金が支給されるという形で、世帯類型に応じた給付水準の適正化が図られた。

以上3点を主な内容とする年金改革が61年4月より実施に移された。このほか、今回の改正では、段階的に未適用事業所の適用拡大を図ることとしており、61年4月からは、従来強制適用ではなかった業種の常雇者5人以上の法人の事業所への適用が進められている。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第1節 年金改革の意義とこれからの課題

2 今後の課題

(1) 新年金制度の定着

新年金制度は、昭和61年4月に実施され、新制度のもとにおける第1回目の基礎年金給付の支払いが8月に行われたところであり、新制度は順調にすべり出した。しかしながら、今回の改正は、すべての公的年金制度を通ずる根本的な改革であるため、この制度が国民の間に浸透し、定着し、十分に機能していくためには、被保険者の把握、登録、記録の管理など保険事務の適正についてなお一層の行政努力が必要である。特に、今回新たに国民年金の第3号被保険者となった被用者の被扶養配偶者については、自らは保険料の納付を必要としないが、被用者の被扶養配偶者の届出を怠ったまま放置すれば将来年金受給権を失う事態も生じうるところであり、このような新制度の仕組みについて周知徹底が重要である。加入者一人一人の理解と協力があって初めて新年金制度は円滑に運営されるものであり、こうした観点から、新制度の仕組みについて国民に的確な理解が得られよう努めているところである。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第1節 年金改革の意義とこれからの課題

2 今後の課題

(2) 年金積立金の管理運用

60年度末の厚生年金保険及び国民年金の積立金累積額は約53兆円に達している。

年金積立金は、現在、大蔵省の資金運用部に全額預託され、国の財政投融资の原資となっており、住宅、生活環境整備厚生福祉等の国民生活の安定向上に直接役立つ分野に充てられている。また、毎年度の新規預託増加額の3分の1程度は、還元融資として年金福祉事業団等により被保険者の生活の向上や福祉の増進に直接役立つように住宅資金貸付等の分野に運用されている。

また、61年度には、年金福祉事業団において、将来にわたる還元融資事業の安定的実施を図るため、還元融資資金の一部(61年度3000億円)を安全かつ高利に運用する事業(資金確保事業)が開始された。

年金積立金の管理運用については、公的年金の改革、金融自由化の進展に伴う資金運用環境の変化等を背景として、極力有利運用を図ること等の問題点が指摘されている。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第1節 年金改革の意義とこれからの課題

2 今後の課題

(3) 雇用と年金

年金は、人々の老後、すなわち就業生活からの引退後の所得保障を行うものであり、年金が支給されるまでは、自らの就業により生活を支えていかなければならない。そのため、年金の支給開始年齢の問題は、高齢者の雇用対策と密接に関連する。

先の年金制度の改革では、年金の支給開始年齢の引上げの問題については、雇用情勢等を勘案し時期尚早との意見もあることから従来どおりとしているが、長寿社会における今後の老後保障を考える場合に避けて通れない問題であり、今後、定年制等高齢者雇用の動向を勘案しつつ、総合的に検討していく必要がある。

長寿社会においては、高齢者の知識や経験を社会に生かし、それが高齢者自身のより豊かな生活にもつながるという観点から、働く意欲と能力と働く場がある限りできるだけ長く就労により生活を支え、その後の生活保障は年金を中心とする姿が望ましいと考えられる。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第2節 企業年金と個人年金

生活水準全般の向上のなかで、国民生活は多様化、高度化してきている。これに伴い、高齢期の生活に対する個々人のニーズも多様化、高度化しつつあり、高齢期の生活をより豊かに過ごすための保障を得る手段として、企業年金や個人年金の役割が社会的関心を集めている。厚生省では、老後所得の安定を図る企業年金の中で厚生年金基金制度が中核的な役割を果たせるよう、その育成普及方策について検討を進めることとしている。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第2節 企業年金と個人年金

1 企業年金の現状

我が国の企業年金には、老齢厚生年金の一部を国に代わって給付するとともに終身給付を原則として基金独自の年金を上乗せする「厚生年金基金」、社外に資金を積み立てる等の要件を備えたものに税法上の一定の措置を認めた「適格退職年金」及び給付原資を社内に留保して実施する自社年金がある。

企業年金の役割や機能としては、一般に次のような点が挙げられる。第一に、公的年金給付に企業独自の給付を上乗せすることにより、より豊かな高齢期の生活を保障する「上積み機能」、第二に、退職時から公的年金支給開始年齢までの間に給付を行うことにより、なだらかな引退への移行に資する「つなぎ機能」、第三に、企業内福利厚生制度の一環として、人材の確保や定年制の円滑な実施という「労務管理機能」、第四に、労使合意により計画的に貯蓄を行うという「老後貯蓄機能」、第五に、給付に要する費用を外部に計画的に積み立てることにより、その負担を平準化するとともに、年金原資を確保するという「事前準備機能」がある。このほか、一時金の支給を行う機能も併せもっている。

企業年金は、勤労者の退職後の多様なニーズに対応し、長期的にみて企業経営の安定に資する役割を果たしている。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第2節 企業年金と個人年金

1 企業年金の現状

(1) 厚生年金基金

厚生年金基金は、昭和60年度末で1,091基金、適用事業所数8万8千、その加入者数は706万人と厚生年金保険被保険者数全体の約4分の1となっている。このうち中小企業等による総合設立の基金は全加入者の47%を占めている。一方、年金受給権者数は59年度末で87万人、年金額にして1,712億円で、1人あたり平均年金額は20万円と低いが、これは基金設立後経過年数が短い基金が多いためであり、今後、基金の成熟化が進行し、加入年数の長い受給者が増加していくにつれ、年金額も増加していくこととなる。なお、基金の給付の期間は終身を原則としているが、代行型・共済型を除く加算型基金では上乘せ部分の一部を一時払いとする選択も認められている。もっともこの一時金の受給割合は年々低下してきており、59年度では加算型基金では5割、全体では1割強となっている。年金受給は厚生年金保険の給付とともに、老後所得の安定に役立っているといえよう。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第2節 企業年金と個人年金

1 企業年金の現状

(2) 適格退職年金

適格退職年金は近年中小企業などに普及が進んでおり、その加入者数は、60年度末で756万人、実施企業数は7万8千となっている。同年度末の年金受給者数は8万人であり、一方、同年度の一時金を受給した者は32万人であって、大部分は一時金を選択しているのが現状であるが、これは勤続年数が短いこと等から年金給付に結びつかないことによると考えられる。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第2節 企業年金と個人年金

1 企業年金の現状

(3) 企業年金の資産

公的年金の場合と異なり,企業年金においては設立母体企業の倒産という事態も想定しなければならない。企業が倒産した場合にでも加入者等の受給権を保証するため積立金をその都度積立てておく必要があること,また,積立方式とすることにより費用負担の平準化が図れることから,厚生年金基金及び適格退職年金の財政方式は,事前積立方式で運営されている。

このようにして積立てられた資産は,60年度末現在,厚生年金基金全体で12.3兆円,適格退職年金全体で7.2兆円にのぼっており,合わせて19.5兆円に達し,金融資本市場に大きな影響を及ぼすまでに成長してきている。

これらの資産は社外に積立てられており,信託銀行又は生命保険会社(適格退職年金については全国共済農業協同組合連合会を含む。)で運用されているが,その運用問題には各方面から関心が寄せられているところである。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第2節 企業年金と個人年金

2 個人年金の現状

昭和50年代後半に入って、年金問題に対する議論が活発化するにつれ、高齢期の所得保障への関心も高まり、それに伴い個人年金も脚光を浴び、郵便年金や生命保険会社等の個人年金に加え、銀行や証券会社のものも増加している。なお、勤労者については昭和57年から勤労者財産形成年金貯蓄制度が設けられている。生命保険会社の保有契約数の動向は、56年3月末の46万件から61年3月末の219万件へと、わずか5年間で4.8倍もの著しい増加をみている。契約年金額も56年3月末の1,608億円から61年3月末の8,253億円へと、5年間で5.1倍の増加となっている。1件当たりの平均年金額は38万円前後であり、ほぼ月額3万円程度にあたる。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第2節 企業年金と個人年金

3 企業年金・個人年金の今後の課題

生活水準の向上や価値観の多様化等を反映して高齢者の生活のニードは多様化している。企業年金及び個人年金は、退職前の所得や暮らしに応じ、ゆとりある老後への多様なニードに柔軟に対応できるものとなることが期待されている。

このため、厚生省では、厚生年金基金制度の在り方を見直し、期待される役割に、ふさわしい魅力あるものにしていくため以下の点につき検討することとしている。なお、厚生省では61年7月に企業年金課を設置し、体制強化を図ったところである。

第一に、設立条件の弾力化等により適用拡大を図るとともに、給付設計の弾力化等を行い加入者のニードに応じた給付内容としていく必要がある。

第二に、将来にわたって安定した企業年金の運営体制の確立を図ることである。企業年金資産は将来の年金給付のための貴重な原資であるとともに、その運用如何によっては、将来の負担や年金給付額に大きく影響する。したがって、金融自由化の進む中で、年金資産の性格を踏まえ、資産運用の安全性に配慮しつつ、その効率化を図っていく必要がある。

また、個人年金についても退職者の多様な生活ニードにこたえるものとしてその育成普及を図る必要がある。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第3節 生活保護その他の所得保障

1 生活保護制度の現状と機能

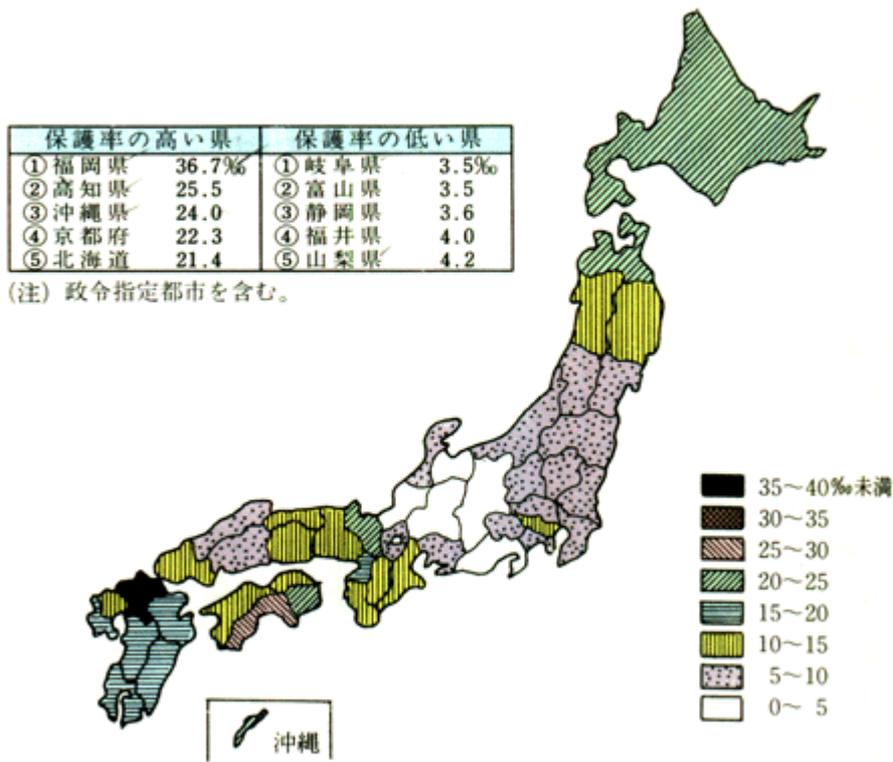
生活保護は、社会保険と並ぶ所得保障の柱であり、社会的弱者に対して健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のよりどころである。社会保険が事前の保険料の納付を要件とし、傷病、失業、老齢等の保険事故の発生に対して画一的に保険金を給付する制度であるのに対し、生活保護は生活に困窮するすべての国民をその困窮の程度に応じて保護し、その自立を助長する制度である。

「健康で文化的な最低限度の生活」の水準とは絶対的なものではなく、一般国民の生活水準との関連においてとらえるべき相対的なものである。生活保護のうち衣食その他日常生活の需要を満たすための扶助である生活扶助基準については、現在、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているものと考えられ、昭和59年度以降は従来の格差縮小方式を改め、一般国民の消費水準の伸びを基礎として改定する水準均衡方式を採用することとしており、61年度の改定で126,997円(標準3人世帯、1級地)、2.0%の基準額の引上げとなった(61年度改定より標準モデル世帯が従来の4人世帯から3人世帯となった。)。60年度の被保護世帯数は78万1千世帯、被保護人員は143.1万人である。これを世帯類型別にみると、高齢者世帯が24万3千世帯(全体の31.2%)、母子世帯が11万4千世帯(同14.6%)、傷病障害者世帯が34万9千世帯(同44.7%)であり、これら三世帯類型で全体の90.5%を占めており、生活保護制度が経済的、社会的な基盤の弱い世帯の生活保障機能を果たしていることが分かる。

保護率(被保護者数の人口比)を全国平均で見ると11.8 0/00(60年度)であり、59年度の12.2 0/00よりやや低下したが、地域的な差異は依然として著しい状態にある。都道府県別では最高の福岡県(36.4 0/00)から最低の富山県、岐阜県(3.5 0/00)までかなりの幅がある(第5-3図参照)。

第5-3図 都道府県別生活保護率の状況(昭和60年)

第5-3図 都道府県別生活保護率の状況(昭和60年)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

また、生活保護には生活費の性格に応じて生活扶助、医療扶助、住宅扶助、教育扶助等7種類め扶助があるが、特に保護を受けている世帯が多いのは生活扶助を医療扶助である。

医療扶助を受けている世帯(医療扶助のみを受給している単給世帯及び医療扶助と他の扶助を併せて受給している併給世帯の合計)の比率の推移をみると一貫して上昇し続けており、60年には95.3%に達している。医療扶助単給世帯の比率が減少している一方で医療扶助併給世帯の比率が上昇しているのは、傷病により医療扶助を受けている世帯が日常生活費を賄うことも困難となり、生活扶助等他の扶助を併わせて受給することとなっていることの現われと考えられる。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第3節 生活保護その他の所得保障

2 生活保護制度の課題

生活保護制度が国民の最低限度の生活を保障するという基本的役割を果たし続けるためには、常に一般国民の生活動向や経済・社会状況に留意し、時代に即した安定的な制度の存り方を求めることが必要である。

中央社会福祉審議会(厚生大臣の諮問機関)は昭和60年12月、級地制度と勤労控除制度の存り方に関する意見具申を行った。

級地制度については、昭和50年代以降、地域における生活様式が多様化するなかで、地域によっては一般世帯の消費実態と被保護世帯のそれとの間に均衡を欠くところが生じてきており、各地域における両者の均衡を可能な限り確保するとの見地から、現行1～3級地の最大格差(18%)を拡大するとともに、現行級地の細分化を図るべきだとしている。この意見を受け、級地制度については最大格差の拡大と級地の細分化を実施する方向で検討が進められている。

勤労控除制度については、勤労意欲を増進するための経費としての性格をより強め、一般世帯との均衡及び被保護世帯全体の自立を促進するという観点から61年度より主として以下の改革を実施したところである。

- 1) 勤労控除の基礎控除の額については職種区分を廃止し、収入金額に応じて算定する方式に一本化する。
- 2) 基礎控除の上限に対応する収入金額を引き上げる。
- 3) 世帯に勤労者が複数存在する場合、職業的必要経費には世帯としての共通部分が認められることから、2人目以降の基礎控除額は1人目のそれより減額する。

また、生活保護制度は国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度として極めて重要な役割を果たしており、その費用は全額公費によって負担されている。したがって、要保護者が自らの生活のためにその持てる能力や資産を十分に活用していることが保護の要件であり、また、扶養義務者による扶養が保護に優先して行われなければならないことはいうまでもない。一方、ごく限られた一部の受給者について不正がみられることは、制度に対する国民の信頼を損ないかねないことから、不正受給に対しては保護費の返還を求めるなど法の厳正な適用を図るとともに、保護の申請時等における助言・指導の徹底、資産・収入の的確な把握、就労指導等による自立助長の推進等により制度の適正な運営を確保するよう努める必要がある。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

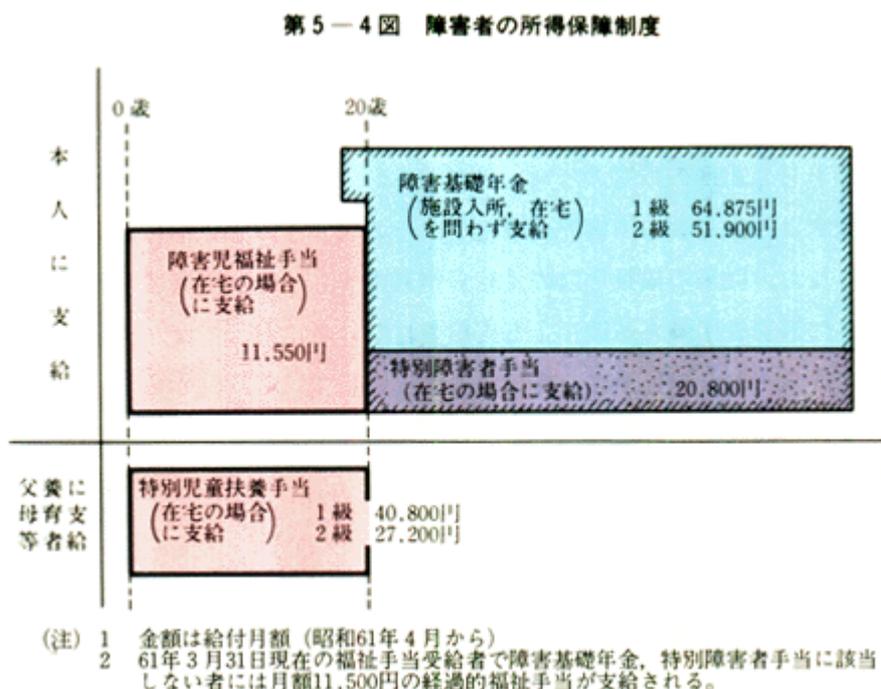
第3節 生活保護その他の所得保障

3 障害者の所得保障

障害者福祉のめざすところは、障害者がその残された能力を活用することにより自立と社会参加を図ることを社会全体が支援する点にある。障害者やその家族は、その障害や介護のために就労機会が限られること等により社会的、経済的に不利な立場に置かれやすい。したがって、障害者福祉においては医療保障や施設・在宅介護支援と並び、所得保障が大きな柱となる。

昭和61年度において、障害者の所得保障制度が大きく改革された(第5-4図参照)。まず、年金制度の改革の一環として障害基礎年金制度が誕生した。従来は、国民年金においては障害年金(加入中(20歳以上)に障害者となった場合で、初診日前に1年間の保険料納付済期間があること等が必要)、障害福祉年金(20歳未満で障害者となった場合に20歳に達した時から支給)が、また、厚生年金においては障害年金(加入中に障害者となった場合で、初診日前に6ヶ月以上の加入期間があること等が必要)がそれぞれ支給されることとなっていた。

第5-4図 障害者の所得保障制度



改革後においては、国民年金や厚生年金の加入中に障害者となった場合、あるいは20歳未満で障害者となった場合には20歳に達した時から、共通して障害基礎年金が支給されることとなった。また、受給要件も緩和され、保険料納付済期間や加入期間そのものの長さを問うのではなく、保険料納付済期間が加入期間の3分の2以上あればよいこととなった。この結果、保険料の滞納などがない限り、原則としてすべての成人障害者に対して障害基礎年金が支給されることとなった。なお、厚生年金においては、障害基礎年金の支給対象

となる障害が生じた場合等で同様の受給要件を満たしておれば,障害基礎年金とは別に障害厚生年金等が支給される。

次に,日常生活に常時介護を要する在宅の重度障害者に対して支給されていた福祉手当が,障害基礎年金制度の創設によって障害者に対する年金制度が充実されたことに伴い,特別障害者手当と障害児福祉手当とに再編成された。

特別障害者手当は,20歳以上で日常生活に常時特別の介護を要する在宅の著しく重度の障害者に対して支給され,従来福祉手当制度の支給対象者は20歳未満の障害児に限定し,その名称を障害児福祉手当と改めた。なお,従来福祉手当の受給資格者のうち,特別障害者手当の支給要件に該当せず障害基礎年金も支給されない者に対しては,経過措置として従来どおり福祉手当を支給することとしている。

なお,20歳未満の障害児を監護している父母等養育者に対しては,従来どおり特別児童扶養手当が支給される。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第3節 生活保護その他の所得保障

4 母子家庭等の所得保障

母子家庭等は所得稼得者であった夫や父との離死別等により、所得の喪失、遺児の養育等のための母等の就労機会の限定、あるいは遺児の就学・就労機会の限定等により社会的、経済的に不利な立場に置かれやすい。このため、遺児の健全な育成を図り、かつ、母等については自らの健康で文化的な生活を営みつつ児童の養育責任を全うしうる環境を整備するため、就労促進等の経済的自立策とともに所得保障を図る必要がある。

昭和61年度においては年金制度の改革の一環として遺族基礎年金制度が誕生し、母子家庭等に対する所得保障の充実が図られた。

従来、国民年金においては母子、準母子年金(支給を受ける妻等遺族自身が国民年金の加入者であり、夫等の死亡日前に1年間の保険料納付済期間があること等が必要)、遺児年金(保険料納付済期間が1年以上ある者の死亡により遺児となった18歳未満の子等に支給)が、厚生年金においては遺族年金(加入期間が6ヶ月以上ある者が加入期間中に死亡した場合等)が、それぞれ支給されることとなっていた。

改革後においては、被保険者が死亡した場合(ただし、死亡した人に保険料納付済期間が加入期間の3分の2以上あることが必要)又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たす者が死亡した場合に、遺族基礎年金が支給されることとなった。なお、厚生年金については遺族基礎年金の受給資格を満たしている等の場合、遺族基礎年金とは別に遺族厚生年金が支給される。今回の制度改革により、受給者自身が被保険者であるか否かは問われなくなり、また、保険料納付済期間や加入期間そのものの長さが問われることもなくなった。

児童扶養手当については、離婚率の上昇や女性の就労機会の拡大等の環境変化を踏まえ、所得制限の二段階制による低所得階層への重点化等が行われ、60年8月より新制度に移行したところである。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第3節 生活保護その他の所得保障

5 児童手当

昭和60年6月の法改正を受け,61年6月より新しい児童手当制度が施行された。新制度においては,新たに第二子を支給対象とする一方,支給期間は従来の義務教育終了前から義務教育就学前に限定し,手当額についても第二子は2,500円,第三子以降は5,000円とするとともに低所得階層に対する2,000円の加算は廃止している。なお,旧制度の受給者にも配慮し,63年度までの間に段階的に移行することとなっている。

第1編

第5章 ゆるぎない所得保障システムの確立

第3節 生活保護その他の所得保障

6 戦没者遺族等に対する給付の改善

昭和27年4月,戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され,国家補償の精神に基づき,戦没者遺族や戦傷病者等に対し,遺族年金,障害年金等が支給されることとなった。以来,戦没者遺族等の援護は,同法の逐年の改正や特別給付金制度の創設等により拡充されてきており,61年度においても,遺族年金等の増額,戦跡病者等の妻に対する特別給付金の継続・増額支給,平病死した戦跡病者の妻に対する特例給付等の施策を行うこととした。今後とも対象者の高齢化等を配慮し,きめ細かな援護施
